

## 総合口座取引規定（決済用普通預金を含む）

### 1.（総合口座取引）

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
- ①普通預金
  - ②期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金および据置型定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
  - ③第2号の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) この取引においては、普通預金と定期預金の届出印を同一とします。ATM（現金自動預入支払機）での定期預金預入れの場合、定期預金お届け印への押印は不要とします。
- (3) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (4) この規定において普通預金には、第6条第1項を除き、利息をつけない決済用普通預金を含みます。
- (5) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

### 2.（取扱店の範囲）

- (1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。）ができます。ただし、当店以外での払戻しは当行所定の印鑑登録を行っている場合に限りです。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、変動金利定期預金および据置型定期預金の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。）自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金のお預入れ、解約または書替継続は当店のほか当行本支店のどこの店舗でも取扱います。ただし、当店以外での払戻しは当行所定の印鑑登録を行っている場合に限りです。

### 3.（定期預金の自動継続）

- (1) 定期預金のうち自動継続扱のものは、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金および据置型定期預金は、通帳記載の最長預入期限に期日指定定期預金および据置型定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金および据置型定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

### 4.（定期預金の支払時期）

定期預金のうち自動継続扱でないものは、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

### 5.（預金の払戻し等）

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続（ただし第3条第1項による継続および第

4条による解約を除きます。)をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。

- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- (4) 第2項の支払については、引落日当日中にこの預金に受入れした資金(為替による振込金を含みます。)のみ充当します。

## 6. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金(決済用普通預金を除きます。)の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

## 7. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払の請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(1,000円未満は切捨てます。)または300万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

## 8. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3) ①貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。  
②前号の場合、貸越金が高極度額をこえることとなるときは、直ちに新高極度額をこえる金額を支払ってください。

## 9. (貸越金利息等)

- (1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合  
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
  - B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合  
その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
  - C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合  
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
  - D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合  
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
  - E 据置型定期預金を貸越金の担保とする場合  
その据置型定期預金ごとにその最長預入期限まで預入した場合に適用される利率に年0.5%を加えた利率
- ②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 定期預金を貸越金の担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
- (3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%(年365日の日割計算)とします。

## 10. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
- ①支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき
  - ②第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
  - ③住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
  - ④貸越金の担保となっている定期預金について(仮)差押があり、第8条第3項第1号により貸越元利金等が新極度額を超えるとき。
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
- ①当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
  - ②預金等共通規定第5条第4項に該当したとき
  - ③その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

## 11. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、届出の印章と通帳を持参のうえ、当行本支店に申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものにかぎります。この場

合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。

- (2) 前条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

### 1 2. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。

①この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

### 1 3. (決済用普通預金の特約)

- (1) 決済用普通預金特約を申し込まれた総合口座普通預金につきましては、第6条および別途申込をいただいた各サービス規定における利息にかかる規定にかかわらず、利息はつけないものとします。なお、利息にかかる規定以外につきましては、総合口座取引規定、普通預金規定および各サービス規定により取扱います。

- (2) 普通預金を決済用普通預金に変更するにあたり未払いの普通預金利息がある場合は、第6条によらず取扱変更時に利息を精算し普通預金に組入れます。総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息については決済用普通預金への取扱変更時には精算しません。

### 1 4. (通帳発行手数料)

- (1) 当行が定める条件に該当する預金口座について、口座開設時に通帳を発行する場合、または通帳を繰越する場合、当行が定める通帳発行手数料をいただきます。
- (2) 当行は通帳発行手数料を、この預金の普通預金口座から払戻請求書によらず口座振替により引落しできるものとします。
- (3) お支払いいただいた通帳発行手数料については、ご返却いたしません。
- (4) 前3項は、2023年5月17日以降に開設された預金口座に適用されるものとします。
- (5) 第1項に定める条件および通帳発行手数料は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき、変更できるものとします。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、当行ウェブサイトへの掲載または店頭掲示による公表その他相当の方法で周知します。

以 上